

社会福祉法人 新橋会
特別養護老人ホーム 和の郷
指定(介護予防)短期入所生活介護
運営規程
令和8年9月改定

第1条 社会福祉法人新橋会が開設する特別養護老人ホーム和の郷(以下「施設」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るも

のとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム和の郷
- 二 所在地 群馬県邑楽郡明和町南大島253-1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(特別養護老人ホームの施設長と兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者
 - 事務員 2名
 - 生活相談員 1名
 - 介護支援専門員 1名以上
 - 介護職員 25名以上
 - 看護職員 3名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上
 - 医師 1名以上
 - 管理栄養士(栄養士) 1名以上
 - 調理員等 4名以上

従業者は、それぞれの職務に応じ、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。

(利用定員)

第5条 利用定員は5名とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第6条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第7条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第8条 指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が満了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第10条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第11条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第12条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 3 従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
 - 5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施するものとする。

(短期入所生活介護計画)

- 第13条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 3 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
 - 4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

第14条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各

号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供(入浴させることができない場合は、清拭を行う)
- 二 排泄の自立についての必要な支援
- 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について、排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な交換
- 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(居室の提供)

第15条 居室の提供は原則として個室への入所とする。ただし、個室に空きが無く、併設する介護老人福祉施設の多床室(2～4人部屋)の空床を転用することに同意する場合はこの限りではない。

(食事の提供)

第16条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第17条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のための適切な措置を取らなければならない。

- 2 従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関その他必要な医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第19条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第20条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第21条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用
 - 六 理美容代
 - 七 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用に負担させることが適当であると認められるもの
- 3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
- 4 前2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係

る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第22条 通常を送迎の実施地域は、明和町、館林市、板倉町、千代田町、大泉町及び邑楽町の区域とする。

第5章 緊急時等の対応

(緊急時等の対応)

第23条 施設は、緊急時の注意事項や病状等について情報の共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、入所者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

- 2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関等の協力を得て、年1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害対策に備えるため、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施するものとする。
- 3 入所者は、前項の対策に可能な限り協力するものとする。
- 4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるように連携に努めるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止の対応)

第25条 指定短期入所生活介護事業者は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員等その他の職員に周知徹底を行うものとする。
- 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
- 三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施するものとする。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置き、その担当者は施設長とする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち(医師、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳及び安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するものとする。

(感染症対策等)

第28条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、入所者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図るものとする。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施するものとする。
- 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。
- 五 平時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定するものとする。

(掲示)

第29条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料、苦情解決の手順その他のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 前項に定めるほか、指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(秘密の保持)

第30条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合

は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

第31条 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第32条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備
 - 三 事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第34条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 第11条に規定する提供した具体的なサービスの内容の記録
- 三 第12条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(ハラスメント対策)

第35条 指定短期入所生活介護事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 雑則

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。